

道路使用許可申請書

年 月 日

博多警察署長殿

申請者 住所
氏名

(電話番号)

印

道路使用の目的	給水管引込工事		
場所又は区間	博多区東月隈2丁目99番		
期間	年 月 日から 年 月 日までの間の 時から 時まで		
方法又は形態	別紙施工計画書による。 (車輛通片側交互通行)		
添付書類	位置図、施工計画書、保安対策図		
現場	住所		
責任者	氏名	電話	

第 号

道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件	
----	--

年 月 日

博多警察署長 印

- 備考
- 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
 - 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- ※ この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求することができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

洋式第六（第十条関係）

決 裁	署 長	副 署 長	管理官	課 長	係 長	主 任	係

道 路 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

博多 警察署長殿

住 所
申 請 者
氏 名

印

(電話番号)

道路使用の目的	給水管引込工事		
場所又は区間	博多区東月隈2丁目99番		
期 間	年 月 日から 年 月 日までの間の 時から 時まで		
方法又は形態	別紙施工計画書による。 (車輛通片側交互通行)		
添 付 書 類	位置図、施工計画書、保安対策図		
現 場	住 所		
責任者	氏 名	電 話	

第 号

道 路 使 用 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日

博多 警察署長 印

- 備考
- 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
 - 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- ※ この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求することができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

給水管引込工事

	施工	担当
年度		
申請場所	博多区東月隈2丁目99番	

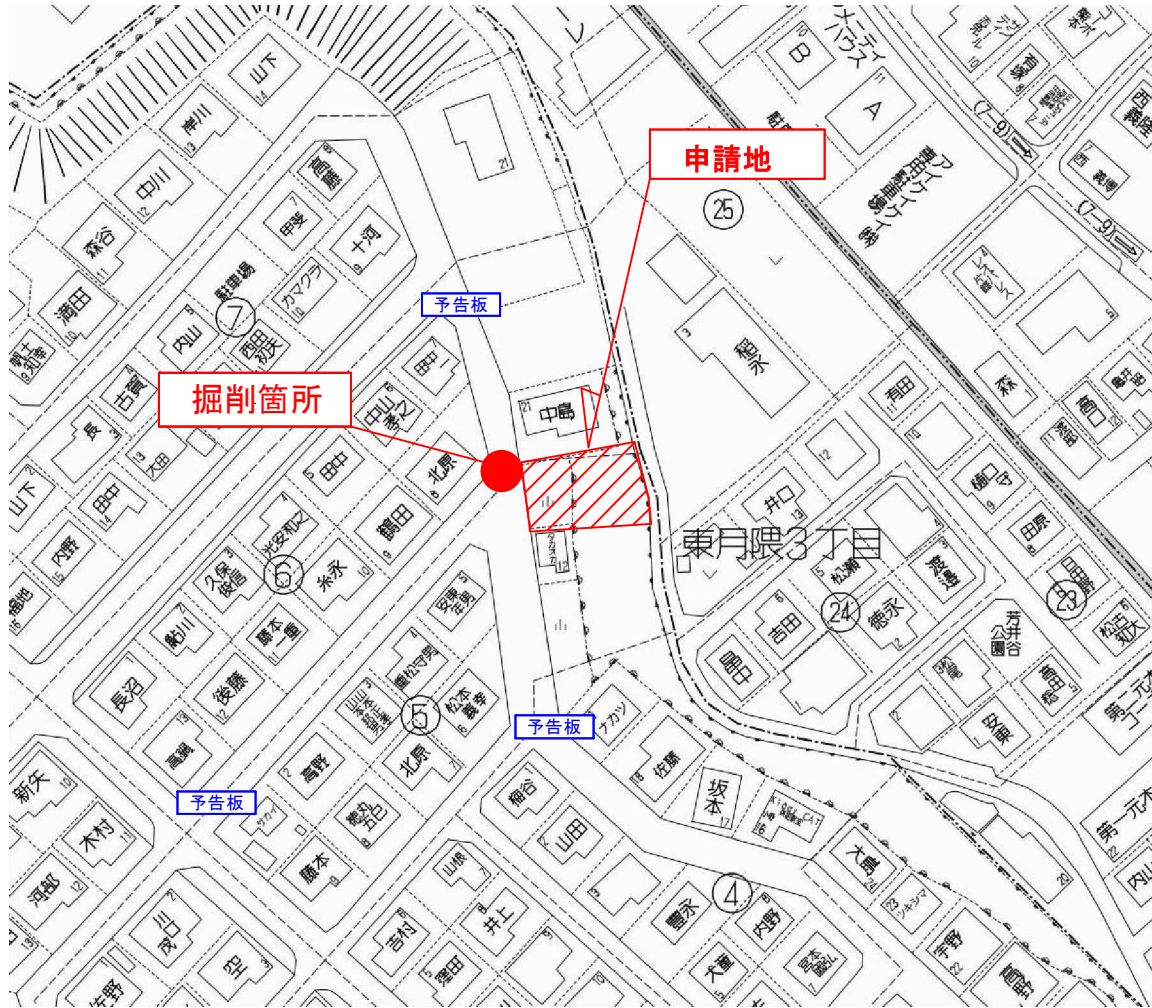
広域 位置図



給水管引込工事

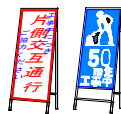
	施工	担当
年度		
申請場所	博多区東月隈2丁目99番	

詳細 位置図



予告板

50m手前予告板

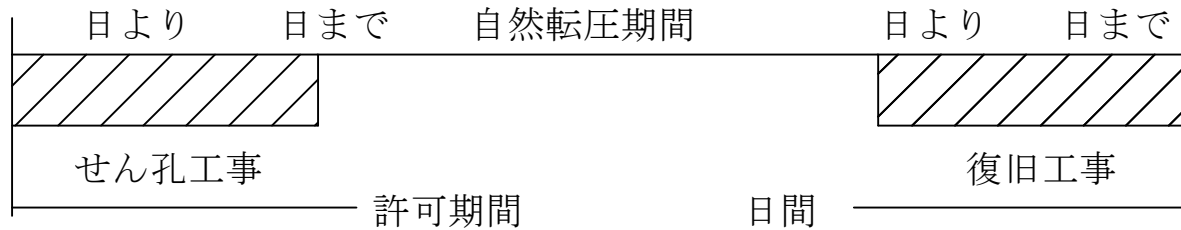


掘削箇所

工事施行計画書

1. 工事施行については道路使用許可条件及び道路掘削者が、守るべき事項を遵守し施工する。

2. 工事許可期間



3. 所要時間 日間 時間

4. 平面図、縦断図の通り巾 **0.8** m 深さ **1.2** m 長さ 車道**6.0** m 掘削し
φ **20** m/m **給水管** 埋設する。

5. 別添付附近見取図、平面図、横断図の通り両端にパネル若しくはロープにて防護さくを設け保安施設を完備する。

6. 道路の全巾に及ぶ横断工事は、原則として片側1/2ずつ施工し通行路を確保し、歩行者の安全を図り適切な措置を講じる。

7. 車両や人の出入りする場所に接近して工事を行う場合は、必要な通路を設け、車輛等の事故防止につとめ通行に支障がないようにする。

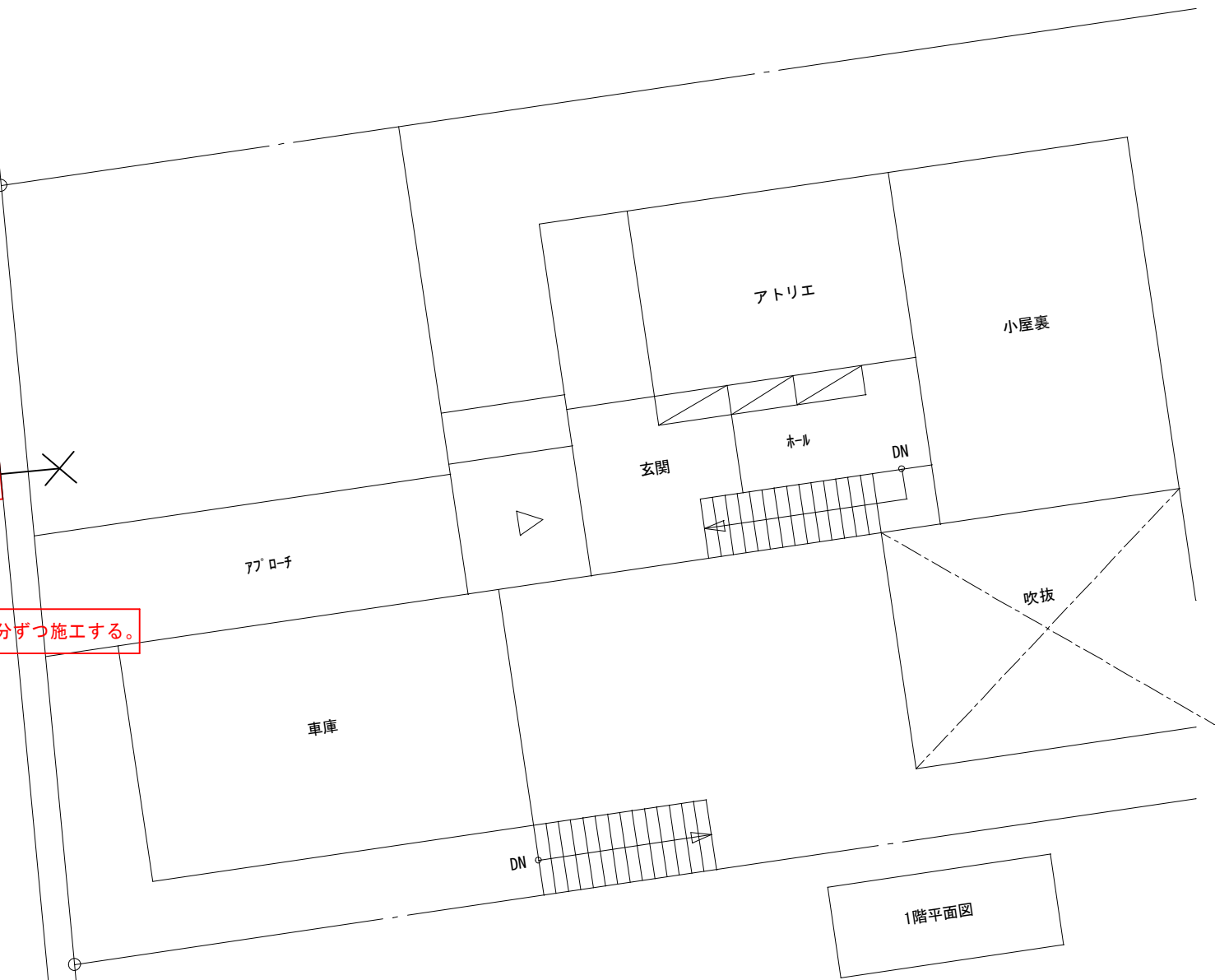
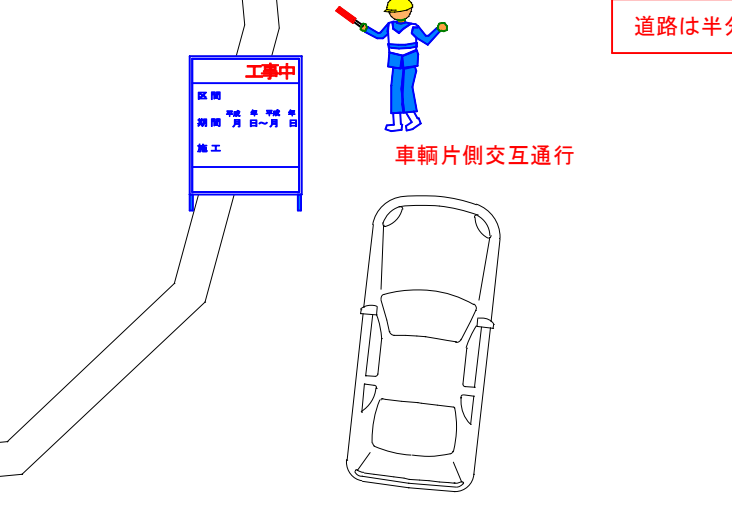
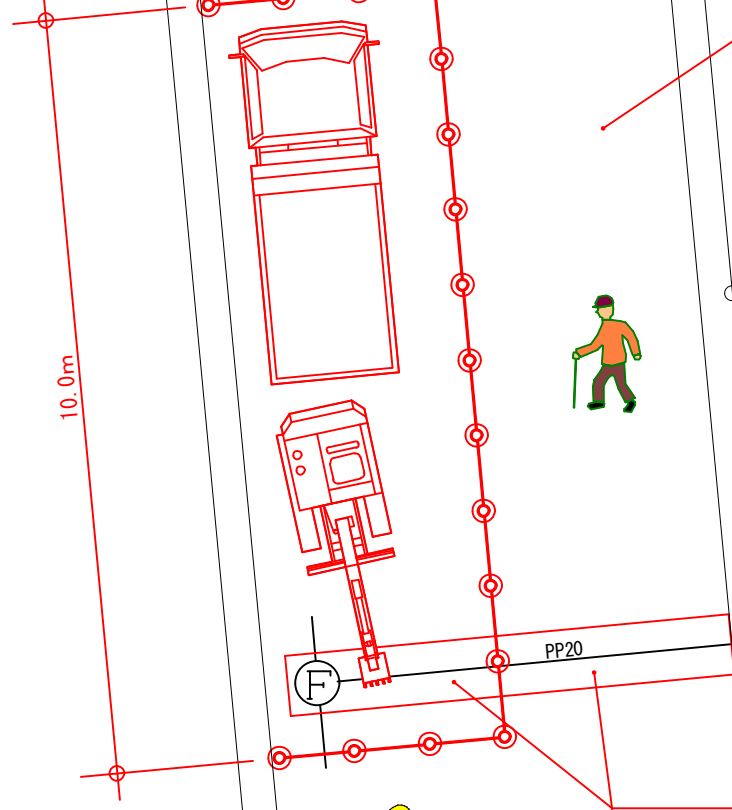
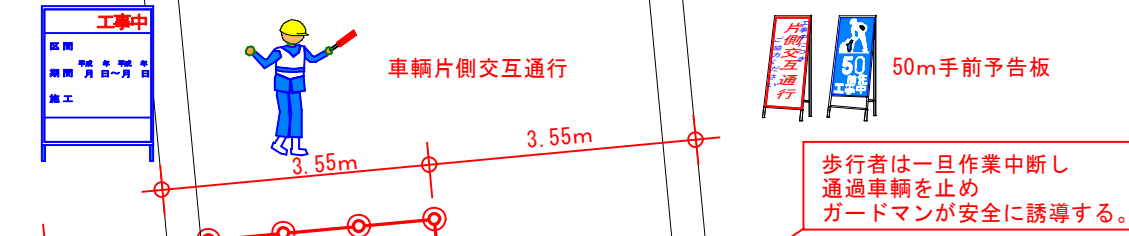
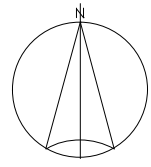
8. 片側通行止め車輛通行止めをする場合は迂回路を設け、工事箇所両側に案内迂回路表示板を設置して交通保安要員を配置し、事故防止に万全を記すこと。

9. 工事両端 **50** m前方に「工事中」を示す標示板を配置し、夜間は赤色灯を設置する。

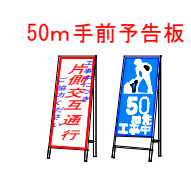
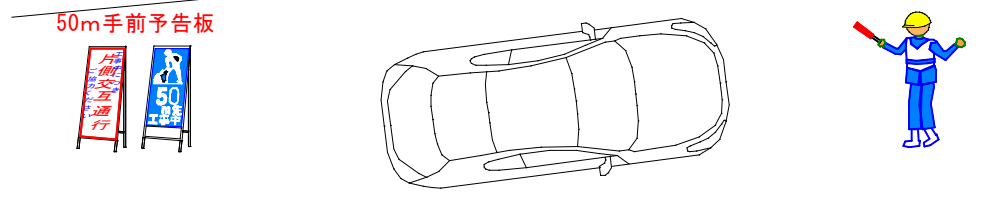
10. 工事資材残土等は許可を受けた範囲内に常に整理し、倒壊等の防止の措置を講じる。

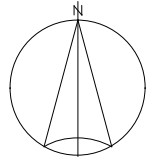
11. 不要となった資材及び残土等は、すみやかに整理し交通の支障とならないようにする。

12. 掘削部分は必ずその日のうちに合材による仮復旧をし、後日本復旧を行う。

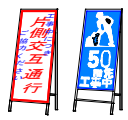


1階平面図





50m 手前予告板

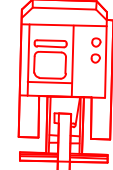
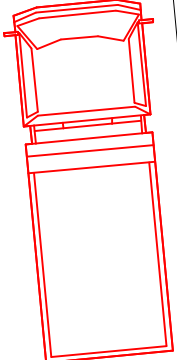


3.55m

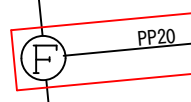
3.55m

歩行者は一旦作業中断し
通過車両を止め
ガードマンが安全に誘導する。

車輛片側交互通行



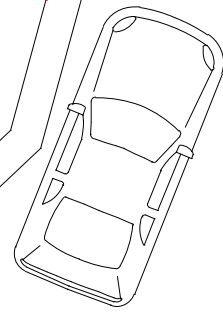
10.0m



PP20

道路は半分ずつ施工する。

車輛片側交互通行



7' ローチ

車庫

アトリエ

小屋裏

玄関

ホール

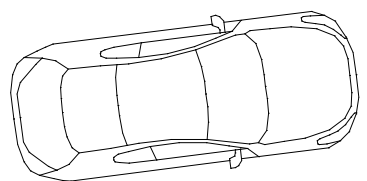
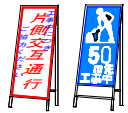
DN

吹抜

DN

1階平面図

50m 手前予告板



50m 手前予告板

